

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和7年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
1	R7.6.3	<p>【広報広聴特別委員会の会議について】</p> <p>1. 議題が「光市議会報告会及び意見交換会実施要領(案)」とありますが、別紙の「光市議会報告会実施要綱」との齟齬があり、討論が嗜み合っていないように感じました。要綱の具体化が要領であるはずですが、要領の内容は「運営の手引き」なので、要領の作成手順が間違っています。</p> <p>2. 当会議のタイトルからは、報告会及び意見交換会との二部制を感じさせます。かつ、タイムスケジュールも各委員からのテーマ説明・質疑応答後に、他の意見交換となっていましたので二部制をイメージできます。されど、要綱の規約では、(報告会の内容) 第3条(3)市民との意見交換が列挙されていています。報告会の一部と解釈できますが、これは、単なる標記の仕方が悪く、「質疑応答」(応答は市議会の総意であること)と判断できます。報告会なので、当然、個人意見を述べることはできません。西村委員がこの第3条の市民との意見交換の明記があり、タイムスケジュールの二部制の齟齬に気付くのに約1時間掛かっています。傍聴者側は開始後20分程度で要綱と要領(案)の齟齬が話題になりました。今回の速やかな改定を期待します。</p> <p>3. 要綱の改定に時間が掛かるのでそのまま今回運用するとありましたか、暫定でも改定作業に入っておくべきだと思います。私の案ですが、(3)質疑応答(市議会総意の意見を以て回答する。)に改定し、現行の(3)「市民との意見交換」は、第3条 第2項を設け、「市民との意見交換会(任意)」とする。質疑応答に時間が掛かった場合、フリートーク(座談会的な会)は避ける。一部制に質疑応答があるため、二部制としておくとよい。その目的として、フリーディスカッションで市民との親睦に努め、市政に興味を持つてもらう。委員は、個人的な意見も述べてもよいが、市議会の総意に反論する答弁は避けることや個人のアピール的発言は避けること。を入れておく。</p> <p>4. 令和7年度第14回市議会報告会及び意見交換会のスケジュールの表題については、要綱に個人的見解を述べないとある以上、意見交換会の文面を削除し「報告会」に統一する。議題に質疑応答があるので表題に謳う必要なし。第3条第2項に、「意見交換会」フリーディスカッション(個人見解発言OK)が追加改定されるまでは、「質疑応答」の言葉に統一すべきと思います。</p>	<p>市議会報告会の実施要綱については、これまで必要に応じて改正しておりますが、今後も引き続き必要な見直しを図りたいと考えています。</p> <p>また、実施要領は実施要綱の規定に基づき定めているもので、報告会の実施内容等が毎年異なるため、報告会が円滑に実施できるよう、毎年度見直すこととなります。</p>	広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和7年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
2	R7.6.4	<p>【市議会報告会について】</p> <p>○市議会報告会の場では、市議会に期待して発言する市民の声に真摯に応えて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光市議会報告会実施要綱 第4条第1項」に基づいた【個人の見解を述べない】からは、話だけは聞くが何も答えられず、市議会に期待する市民を裏切ることになりはしないでしょうか？ ・それよりも【市民から信託を受けた議員として責任を持った発言】をする姿勢で臨むべきです。 <p>○公人としての規範を示すことも重要な、「光市議会報告会実施要綱 第4条第1項」に定めている【個人の見解を述べるものではなく】を遵守するための方策を同時に考えて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の質問傾向を分析して想定回答を事前に準備するくらいの熱意を持ち、要綱を遵守しながら【市民から信託を受けた議員として責任を持った発言】を心掛けて頂きたい。 <p>○昨年の市議会報告会で出されていた意見「報告会は日曜日等がいいと思います。会社員は普通の日は大変です」について、今年もこれに耳を貸さずに平日で設定していますが、光市の屋台骨を支える【働く人】を切り捨てないで頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光市議会基本条例」の前文にある【市民の多様な意見を反映し得る合議体としての議会づくりを通して、市民の信頼を高めていく】を強く意識して頂きたい。 	市議会報告会については、実効性のあるものとなるよう改善しながら実施しており、今後も引き続き改善に努めたいと考えております。	広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和7年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
3	R7.6.11	<p>【光市議会基本条例検証後の改善取組みについて】 議員の皆さん自ら「光市議会基本条例」の検証を過去3回行っており、議会HPで公開されています。 ((①令和元年12月3日／②令和4年9月29日／③令和6年3月15日) これをもとにして昨年提出した【意見提言：受付番号4に添えたレーダーチャート図(別紙参照)】に、下記2つの条項の低評価が続いていることが顕著に現れています。</p> <p>第15条(政策討議)：市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策の立案及び提言を推進 第7条2項：議会報告会の他、市民の多様な意見を把握することを目的に意見交換の場を設ける</p> <p>昨年の令和6年3月15日に行った条例検証から1年を経過しても、議員の皆さん自らの評価が低い状態が続いている【光市議会基本条例 第15条】と、市民の多様な意見を結集して推進力にするための【同条例 第7条2項】を実践しながら、【市政に関する重要な政策及び課題の推進を足踏みさせない】ことが光市にとって重要と判断して、改善に取り組んで頂きたい。</p>	<p>光市議会基本条例第7条第2項及び、同条例第15条に関しては、いずれもご意見として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。</p>	議会運営委員会 広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和7年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
4	R7.6.30	<p>【市役所3階が意見交換に利用できないのは何故?について】 議員の皆さん自ら「光市議会基本条例」の検証を行っている中で評価が低い「第7条2項～市民の多様な意見を把握することを目的に、必要に応じて意見交換の場を設けるものとする」に対して、【意見交換の場を設定しやすい対応が必要である】との議員さんの意見が付されています。</p> <p>これを改善すべく【(光市議会基本条例の前文にある)市民に分かりやすく開かれた議会を目指す】を実践するように、令和7年度に入つて4つの会派と議会モニターグループの意見交換の場を持ちましたが、光市職員(議会事務局)が「会派の使用は承知しない」を主張し、議員が申し入れを行っても、市役所3Fの利用ができず不便な代替場所を探して対応することを余儀なくされて、「光市議会基本条例」の前文と第7条2項を履行する障壁のひとつになっていることが明らかになりました。</p> <p>なお、個人的な意見交換にならないように以下の点に留意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既提出の市議会モニター意見提言の中からテーマを選定 ② 政務活動の方針を共有する「会派」が主体となって実施 ③ 議会運営の理解を深める目的を持った1～2年のモニターが主体 <p>光市職員(議会事務局)が、憲法第93条を基にする「二元代表制」の対局に位置する議員の活動に不当な制限を課すのは有ってはならないことだと思われますので、制限を課すならその根拠となる規程を基に明確に示すなど、光市議会全体で課題を共有し、今後の方向性を決定願いたい。</p>	<p>議会応接室等については、議員の個人的な活動を目的とした使用は控えることとした運用を行っており、使用する議員が市議会事務局へ連絡することとしております。</p>	議会運営委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和7年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
5	R7.7.4	<p>【議会運営委員会について】</p> <p>大田 敏司議員の質問における各議員の回答についての意見です。</p> <p>質問内容について、6.26の総務委員会開催中における市長の欠席について、3月の出席義務以外は任意なので問題ないとして、市長が市本舎を1時間以上離れる場合の有事における災害対策本部の本部長権限委譲(指示・命令・監督等)がどこに明記されていて、執行部の周知徹底が市長の日々日程に引継ぎが上手く回されているかという危機管理上の質問であると傍聴者の立場から受け取った。しかし、明確な回答がなく、結論的に各会派で意見収集するということになった。</p> <p>一般企業出身者としての意見として、敷地内で有事(事故・災害・自然災害)が発生した際、発生から10分以内に消防本部、警察署に通報の義務があり(条例?)遅れれば隠蔽が疑われる。その通報訓練を定期的に行っている。市から県庁に通報は30分以内と消防組織法通達にあり、遅れると同じく隠蔽工作と見なされる。一般企業から10分内の通報を受け、本部長指示で県に通報する時間的猶予は20分しかない。市長が市庁舎から日々業務で離れる場合、有事の際に秘書に一報が入れられ、通達の30分以内に市庁舎に戻ることが不可能な場合は、前日かもしれません当日朝の申し合わせ時に、災害応急対策計画にある災害対策本部長の指揮権委譲の順位に従い、市長⇒副市长⇒総務部長⇒建設部長⇒政策企画部長の流れで日々、執行部が明確にしておけば良いと思われる。市の規程類や内規にその辺が明確でないとすれば危機管理がないと思う。また、執行部は日々の災害対策本部体制には敏感に対応する感度が必要と感じた。大田議員の質問の延長線で市長、副市长は定期的に、指揮命令訓練を計画実行されていると思うが、NO.3、NO.4、NO.5の指揮命令訓練が行われているのかという疑問がある。</p>	<p>市長の常任委員会への出席については、申合せにより、3月定例会は原則として市長の出席を求めておりますので、このたびのように6月定例会において、通常どおり常任委員会が開会されている場合、市長が公務等により庁舎を離れても特に問題はないものと考えております。</p>	議会運営委員会